

## 平成25年度甲府市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

### 1 審査の対象

(1) 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 次の各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- 甲府市地方卸売市場事業会計
- 甲府市病院事業会計
- 甲府市下水道事業会計
- 甲府市水道事業会計
- 甲府市古関・梯町簡易水道事業特別会計
- 甲府市農業集落排水事業特別会計
- 甲府市簡易水道等事業特別会計
- 甲府市浄化槽事業特別会計

### 2 審査の実施期間

平成26年7月24日から平成26年8月6日まで

### 3 審査の方法

審査に付された各比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき、関係職員から説明を聴取し、算定過程及び算定要素の正否確認等、適正に作成されているかどうかを主眼として審査した。

### 4 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に基づき適正に作成されているものと認められた。

その概要及び意見は次のとおりである。

#### (1) 健全化判断比率の状況

区 分	平成25年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.41%	20.00%
連結実質赤字比率	—	16.41%	30.00%
実質公債費比率	9.8%	25.0%	35.0%
将来負担比率	65.0%	350.0%	

実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字額が生じていないため比率がない。

実質公債費比率、将来負担比率については、早期健全化基準を下回っている。  
 なお、各指標の詳細は、次のとおりである。

○ 実質赤字比率

ア 一般会計等の実質収支額

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出 差引額 C (A - B)	翌年度へ 繰り越す べき財源 D	実質収支額 E (C - D)
一般会計	71,787,322	70,163,152	1,624,170	651,301	972,869
住宅新築資金等貸付 事業特別会計	119,622	119,622	0	0	0
土地区画整理事業用 地先行取得事業特別 会計	50	50	0	0	0
計	71,906,994	70,282,824	1,624,170	651,301	972,869

(単位：千円)

イ	標準財政規模	41,766,385
	うち臨時財政対策債発行可能額	4,146,124

(単位：%)

ウ	実質赤字比率	—
---	--------	---

注：実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

【算定式】

$$\text{実質赤字比率 } \text{ウ} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 } \text{アのE欄の合計}}{\text{標準財政規模 } \text{イ}}$$

○ 連結実質赤字比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 一般会計等に係る実質収支額	972,869	
イ 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計に係る実質収支額(①～④)	△40,741	
① 国民健康保険事業特別会計	△319,833	
② 交通災害共済事業特別会計	8,282	
③ 介護保険事業特別会計	267,273	
④ 後期高齢者医療事業特別会計	3,537	
ウ 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業会計に係る資金不足額又は資金剰余額(⑤～⑫)	7,249,060	資金不足額がある場合は△(マイナス)で表示
⑤ 水道事業会計	5,264,059	
⑥ 病院事業会計	430,594	
⑦ 地方卸売市場事業会計	606,550	
⑧ 下水道事業会計	947,857	
⑨ 古関・梯町簡易水道事業特別会計	0	
⑩ 簡易水道等事業特別会計	0	
⑪ 農業集落排水事業特別会計	0	
⑫ 浄化槽事業特別会計	0	
エ 標準財政規模	41,766,385	臨時財政対策債発行可能額を含む

(単位：%)

オ 連結実質赤字比率	—
------------	---

注：連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

【算定式】

$$\text{連結実質赤字比率 オ} = \frac{\text{連結実質赤字額 [ア + イ + ウ]}}{\text{標準財政規模 エ}}$$

○ 実質公債費比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 地方債の元利償還金 (公債費充当一般財源等額)	6,369,394	繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金を除く
イ 準元利償還金	4,997,995	公営企業に要する地方債償還充当繰入金等
ウ 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源	1,904,280	
エ 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	6,278,983	災害復旧費等に係る基準財政需要額等
オ 標準財政規模	41,766,385	臨時財政対策債発行可能額を含む

(単位：%)

カ 実質公債費比率 (単年度)	8.97255	H 2 3 10.70502 H 2 4 10.02163
キ 実質公債費比率 (3か年平均)	9.8	

【算定式】

$$\text{実質公債費比率 (単年度) カ} = \frac{(\text{ア} + \text{イ}) - (\text{ウ} + \text{エ})}{\text{オ} - \text{エ}}$$

○ 将来負担比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 一般会計等に係る地方債の現在高	72,247,856	
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	1,131,744	公園・街路等建設事業の用地に係る経費等
ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額	45,165,987	下水道事業会計等への繰入見込額
エ 組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	1,450,245	甲府地区広域行政事務組合等
オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	13,349,266	一般会計等対象職員(市長部局、教育委員会等)
カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	20,511	土地開発公社等
キ 連結実質赤字額	0	
ク 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0	
ケ 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	6,201,297	財政調整基金、減債基金等
コ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額	17,546,042	住宅使用料、都市計画税等
サ 地方債の償還額等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	86,531,961	
シ 標準財政規模	41,766,385	臨時財政対策債発行可能額を含む
ス 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	6,278,983	

(単位：%)

セ 将来負担比率	65.0
----------	------

【算定式】

$$\text{将来負担比率 セ} = \frac{[\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ} + \text{オ} + \text{カ} + \text{キ} + \text{ク}] - [\text{ケ} + \text{コ} + \text{サ}]}{\text{シ} - \text{ス}}$$

(2) 資金不足比率の状況

区 分	平成25年度	経営健全化基準
甲府市地方卸売市場事業会計	—	20%
甲府市病院事業会計	—	
甲府市下水道事業会計	—	
甲府市水道事業会計	—	
甲府市古関・梯町簡易水道事業特別会計	—	
甲府市農業集落排水事業特別会計	—	
甲府市簡易水道等事業特別会計	—	
甲府市浄化槽事業特別会計	—	

各会計とも資金不足が生じないため比率がない。  
 なお、資金不足比率の詳細は次のとおりである。

○法適用企業

① 資金不足額

(単位：千円)

会 計 名	流動負債 A	算入地方債 B	流動資産 C	資金不足額又は 資金剰余額 D (A + B - C)
水道事業会計	739,277	0	6,003,336	△5,264,059
病院事業会計	950,074	0	1,380,668	△430,594
地方卸売市場事業会計	40,932	0	647,482	△606,550
下水道事業会計	1,338,813	0	2,286,670	△947,857

注1：流動負債は、控除未払金等の控除額を除いたものである。

注2：算入地方債は、建設改良費以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高である。

注3：流動資産は、控除財源等の控除額を除いたものである。

注4：D欄が△（マイナス）の場合は、資金剰余額となる。

② 事業の規模

(単位：千円)

会 計 名	営業収益の額 E	受託工事 収益の額 F	事業の規模 G (E - F)	備 考
水道事業会計	4,690,435	67,086	4,623,349	
病院事業会計	7,543,625	0	7,543,625	
地方卸売市場事業会計	245,327	0	245,327	
下水道事業会計	4,085,946	0	4,085,946	

③ 資金不足比率 (単位：%)

水道事業会計	—
病院事業会計	—
地方卸売市場事業会計	—
下水道事業会計	—

注：資金不足がない場合は、「—」を記載している。

【算定式】

$$\text{資金不足比率 ③} = \frac{\text{D 資金不足額}}{\text{G 事業の規模}}$$

○法非適用企業

① 資金不足額

(単位：千円)

会 計 名	歳出額 A	算入地方債 B	歳入額 C	翌年度へ繰り 越すべき財源 D	資金不足額又は 資金剰余額 E (A+B- (C-D))
古関・梯町簡易水道事業 特別会計	17,522	0	17,620	98	0
簡易水道等事業特別会計	58,472	0	65,741	7,269	0
農業集落排水事業特別会計	28,956	0	28,956	0	0
浄化槽事業特別会計	54,127	0	54,127	0	0

注1：算入地方債は、建設改良費以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高である。

注2：E欄が△（マイナス）の場合は、資金剰余額となる。

② 事業の規模

(単位：千円)

会 計 名	営業収益の額 F	受託工事 収益の額 G	事業の規模 H (F-G)	備 考
古関・梯町簡易水道事業 特別会計	1,873	0	1,873	
簡易水道等事業特別会計	2,037	0	2,037	
農業集落排水事業特別会計	6,129	0	6,129	
浄化槽事業特別会計	3,133	0	3,133	

③ 資金不足比率 (単位：%)

古関・梯町簡易水道事業特別会計	—
簡易水道等事業特別会計	—
農業集落排水事業特別会計	—
浄化槽事業特別会計	—

注：資金不足がない場合は、「—」を記載している。

【算定式】

$$\text{資金不足比率 ③} = \frac{\text{E 資金不足額}}{\text{H 事業の規模}}$$

むすび

平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は、赤字あるいは資金不足が発生していないため算定されない。実質公債費比率は 9.8%で、前年度に比べ 1.1 ポイントの減、将来負担比率は 65.0%で、前年度に比べ 8.2 ポイントの減で、いずれも早期健全化基準を下回っている。なお、総務省から平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要（確報）は発表されていないが、平成 24 年度の全国市区町村における実質公債費比率の平均は 9.2%で、将来負担比率の平均は 60.0%である。

平成 25 年度健全化判断比率・資金不足比率を審査した結果、主な意見は次のとおりである。

- 1 本市においては、公共施設の整備や扶助費等の社会保障関係費の増加が見込まれる折、景気の先行き不透明さも相まって、厳しい財政運営が見込まれる。  
健全な財政基盤の確立と自立した運営を図るため、市税をはじめとした自主財源の確保に努めるとともに、事業の選択と集中による効率的な運営を行い、更なる健全化に努められたい。
- 2 病院事業会計においては、資金不足比率が年々大きくなっていることから、経営状況を点検し、その改善に向けて取り組まれたい。

(参考) 過去3ヵ年の健全化判断比率及び資金不足比率の状況

指 標	平成25年度	平成24年度	平成23年度
実質赤字比率	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—
実質公債費比率	9.8%	10.9%	12.0%
将来負担比率	65.0%	73.2%	71.0%
資金不足比率	—	—	—

注：赤字額及び資金不足がない場合は、「—」を記載している。